

平成31年 3 月 7 日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 平成31年 3 月 7 日
開会 13時00分 閉会 13時45分
- 2 場 所 幕別町役場 3 階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥
委 員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣
議 長 芳滝仁
- 4 傍 聴 者 小田新紀 小島智恵 岡本眞利子 野原恵子
折原記者（勝毎） 鰐渕記者（道新）
- 5 説 明 員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
企画総務部長 山岸伸雄 総務課長 新居友敬
総務課副主幹 小川淳一
- 6 事 務 局 事務局長 細澤正典 議事課長 林隆則 庶務係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審査結果 別紙のとおり
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第19号 幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例
 - 2 付託された陳情の審査について
 - (1) 陳情第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書
 - 3 意見交換会の報告書について
 - (1) 報告書の提出について
前回の委員会で配布済である、意見交換会の要約版を基に、所管事務調査の報告書(案)を作成した。内容について全委員が了承し、報告書として議長に報告することとした。
 - 4 その他
 - (1) 閉会中の継続審査申し出について
前回の改選期前に行われた平成27年 3 月議会では、3 常任委員会からの継続調査

の申し出は行っておらず、突発的事由が発生した場合に備えられたものではなかった。委員の任期である4月末までに突発的事由が発生した場合にも、委員会として速やかに対応できるよう、今定例会においては継続調査の申し出を行うことについて事務局長より提案。協議の結果、継続調査の申し出を行うこととした。

- ・ 6月25日に予定されている道議長会主催の議員研修会にあわせて、例年実施している全議員による先進地視察のテーマや視察箇所について、各委員の意見を事務局に直接申し出ていただくこととした。

総務文教常任委員会委員長 小川純文

◇審査内容（議案審査）

（開会 13：00）

○委員長（小川純文） ただいまより、総務文教常任委員会を開きます。

議案に従いまして進めさせていただきます。

1、付託された議案の審査についてということであります。

付託議案でありますので、インターネット中継をさせていただきます。

(1)議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例であります。

担当部局の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

多様化・複雑化してきている行政需要に対し、組織内部の研修以外に、職員が自主的・主体的に能力を高めることができる環境整備を行うべく、地方公務員法第26条の5の規定により、職員に自己啓発のための休業を承認することができるとされておりますが、この休業制度を導入するに当たりましては、条例の制定が必要とされているところであります。

このため、本町におきましても、公務を取り巻く社会環境の変化への対応のため、職員に対し自発的な幅広い能力開発および国際協力の機会を提供することで、これにより身に付けたスキルや経験、人的ネットワークなど、復帰後、職務への還元が期待されることから、町の人材育成基本方針に沿って、自己啓発を積極的に行う職員を支援する制度を導入するため、本条例を制定しようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、自己啓発等休業を承認できる職員について、在職期間が3年以上である者で、公務の運営に支障がなく、能力向上に資する者について承認することができると定めるものであります。

申請できる在職期間を3年以上としている規定につきましては、本町における人事異動のサイクルがおおむね3年としていることを踏まえ、新規採用された職員が一定程度、職員としての基礎を備えるまでの期間として設定したものであります。

第3条につきましては、自己啓発等休業ができる期間を、大学等課程の履修については原則2年、国際貢献活動については3年を超えない範囲と定めるものであります。

地方公務員法においては、自己啓発等休業の期間の上限を3年と定めているところでありますが、大学等課程の履修に関しては、新規に4年制大学での修学を想定しているものではなく、いわゆる学士入学や、大学院での修学により自己啓発を図ることから、2年間の上限を原則とするものであります。

第4条につきましては、自己啓発等休業の対象となる教育機関を大学、大学における専攻科および大学院等と定めているものであり、短期大学や専門学校は除くものであります。

続きまして、11ページをお開きください。

第5条につきましては、自己啓発等休業の対象となる海外での奉仕活動の種類を定めるものであります。

独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動としておりますが、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなどを想定しているものであります。

第6条につきましては、自己啓発等休業の承認の申請をする際に必要な事項を定めるもので、任命権者が承認の判断を行うために、自己啓発等休業の期間と当該期間中の内容を明示しなければならないとするものであります。

第7条につきましては、自己啓発等休業の期間を延長することができる要件について定めるものであります。第3条で定める期間を超えない範囲内において、原則として1回に限り、その延長を申請することができる旨を定めるものであります。

第8条につきましては、一度自己啓発等休業の承認をした職員について、その承認を取り消すことができる場合を定めるものであります。自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由がないにもかかわらず、大学等課程の履修の場合は、休学や度重なる授業の欠席をしているとき、また、外国での奉仕活動の場合は、その奉仕活動を行っていないときなどを取消の事由とするものであります。

12ページをごらんください。

第9条につきましては、自己啓発等休業をしている職員について、必要に応じて任命権者にその活動の状況等について報告しなければならない旨を定めるものであります。

具体的には、前条に定める自己啓発等休業の取消事由に該当する場合のほか、自己啓発等休業の効果を確認するため、大学等課程の履修の場合には学期ごと、外国での奉仕活動の場合には半年に1回程度の報告を求めることを想定しております。

第10条につきましては、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、自己啓発等休業の期間のうち、職務に特に有用であると認められるものにつきましては、100分の100以下、それ以外のものにつきましては100分の50以下の換算率により換算し、その期間は引き続いて勤務したものと見なして、その者の給料月額を調整できるものと定めるものでございます。

第11条につきましては、自己啓発等休業の手続き等の詳細について、規則に委任する旨を定めているものであります。

13ページをお開きください。

附則についてでございますが、附則第1項につきましては、本条例の施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

附則第2項につきましては、自己啓発等休業の制度を速やかに運用できるよう、本条例の施行前においても、申請手続等を行うことができる旨を定めているものであります。

附則第3項につきましては、本条例の制定に伴い、幕別町職員定数条例の一部を改めるものであります。

その改正内容についてでございますが、議案説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

附則第3項関係についてでございますが、幕別町職員定数条例の一部を改正するものであり、自己啓発等休業をしている職員につきましては、職員定数に含めないこととする

ものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（小川純文） ただいま、担当部局のほうから新設条例についての提案説明があったわけでありましてけれども、委員の皆さんからご意見、ご質問はございませんか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） この制度の趣旨、内容については理解しました。この制度は、2008年から国が最初に制定したものだとは認識していますし、パンフレットも自己啓発休業制度というのが人事院のほうから出ているのですけれども、十勝管内では、うちの町以外にどこの町が導入しているのかということと、もう一つ、もし本人が申請した場合、審査はどのようにして行う予定でいるのか、2点お聞きします。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） この制度につきましては、十勝管内では、まだ制定している自治体はございません。

この審査につきましては、大学の履修であったり、海外の活動であったりというところについては、やはりその内容が今の職務の向上に繋がっていくかどうか、また、それがその職員において戻ってきたときに、町にそのスキルを還元できるかどうか、その内容を審査しまして、そういったところで町長が判断するということになると思うのですけれども、そういった審査をもってやっていくということになるかと思えます。

○委員長（小川純文） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 任命権者である町長のほかに、何か委員会みたいなもので決めるということは考えていないのですか。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） そういった形では考えておりません。

○委員長（小川純文） ほかに、ご意見はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 自己啓発をされるということは、その後の町行政の業務に当たっていただく上でも有効なことであろうというふうに思います。

いくつかわからないので、まずお尋ねするのですけれども。

定数条例との関係で、自己啓発に臨んだ職員というのは、公務の運営に支障がないということで選ばれていくのですけれども、つまり、人が1人いなくなるということは、公務に支障がないわけではないと思うのですけれども、定数を変えられて定数に入れないということであれば、それはその分、簡単に言えば補充されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

もう一つは、その臨まれる職員の保障といたしますか、休業で保障されるのですけれども、賃金的な保障というのはどうなるのでしょうか。

それと、先ほどの内山委員の質問とも関連するのですけれども、一定の基準で、その基準をクリアした人がこの事業につながると思うのですけれども、誰が評価する、判断する、最終的には町長だと思いますけれども。それぞれの課から名乗り挙げられてくるのだと思うのですけれども。どの分野で評価をして、そして決まっていくのかとい

うようなところですよ。どうでしょうか。

○委員長（小川純文） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） まずは、職員の補充があるのかというところですが、公務の運営に支障がなくというところがございしますので、実際に、その状況によっては、臨時的任用職員という形で補充は考えなくてはいけませんけれども、やはり、その状況に応じてそういったところは考えていくということになるかと思います。

また、給与の関係でございしますが、これについては休業ということになりますので、その休業期間は給与の支給はされないということになります。

選考の基準については、希望される職員の内容等について一定の基準といいます、その内容をきちっと見て、その職員の資質向上につながるものかどうかというところは審査という形になるかとは思いますが、そういったことをやった上で、あとは町長が判断していくということになるかと思います。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 基準はあるので、だれがどこで審査して、機関は。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、課長がお答えした部分とちょっと重複するかもしれませんが、今、この審査という部分に関しましては、先ほど議案の提案で私からもご説明しましたとおり、申請行為でございしますので、その申請を受けた段階でその内容が、先ほど来申し上げていますとおり、今後の公務においてプラスになるという判断をする。判断をする、その委員会という、そういうことは設けるものではなく、その内容について一件ずつ判断するというので、承認を与えるかどうかということになるということでございます。

それと、賃金の保障に関しては、基本的には無給ということになります。ただし、青年海外協力隊何かにおいては、協力隊員として行った際は、国際協力機構のほうから一定の賃金というのでしょうか、お礼というのでしょうか、そういうものは出されるということでございますけれども、大学においては、これは完全に無給ということで、身分については保障があるということでございます。以上でございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうしますと、本人が希望する自己啓発の期間、大学であるのか青年海外協力隊であるのか、ご本人が希望されて、この制度を活用して希望するところに行った場合には、丸っきり職員の席というのは残っているけれども、給料も保障しないし、その間の扱いというのは職員の席があるだけというような感じになるのでしょうか。

そして、実際に、ここの現場で働いていけばいろいろな職員の評価がされて、それが昇進も含めて、いろいろな人事に、その後につながっていくと思うのですが、こうやって休まれた場合、それが後から生かされるようなことも言われましたけれども、基本的には丸々3年間、要するに、席だけはあるけれども、ここの業務には就いていないので、いわゆる止まったままというような受け止めをするのですけれども、そうでしょうか。

部長の言われる、その申請があったら、それに準じて評価して、最終的には町長が決める。つまり、それぞれの働いている部署から出てこられると思いますので、その上

司、つまり課長なり、部長なりがそれをきちっと審査をして上げていくということなのですね。確認なのですから。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） まず、職員の給与の件でございますけれども、委員が仰っているとおり、例えば大学に関しては、その期間は給与は出さないということになります。ただし、職務に復帰した際、これは条例の中の10条において記載してある分でございますけれども、職務に復帰した際、その研修の成果をきちんと評価いたしまして、国際貢献活動のための休業期間であれば、特に有用と認められる場合は100分の100以下で給与の調整をいたしますよと。それと、大学においても100分の100以下で調整します。ただ、それ以外、有用と認められないというのでしょうか、それ以外の部分については100分の50以下で給与については調整させていただくということが第10条の中に書かれているということで、その中で不利益にならないように給与の昇給に関しては調整されるということでございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 100分の100ということは、つまりプラスはないというふうに思うのですけれども。逆に100分の50ということは半分になってしまうと、復帰した後に。基本給は補償されるけれども、昇給に当たっては100分の100で同じか半分になりますよということなのですか。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 昇給に関しては、今の給与制度については、4コマを1コマとして四つずつ上がっていく仕組みになっております。ですので、100分の100となりますと、その四つは、例えば3年間行っていたとしましたら、4コマずつ100分の100の場合は、1年、2年、3年と昇給自体はちゃんとさせますよと、復帰したときに。

100分の50になりますと、100分の50以下ですので、1コマが四つなのですから、二つ以下でやっていくと。ですので、2、4、6コマというような仕組みになっている。以下ですので、そういうようなやり方になっていくということでございます。

○委員長（小川純文） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 基本給は保障されて、昇給については今ご説明いただいたということなので、それで理解したいと思います。

これ、実際に希望される方は、もうすでに予測されるのか。それと、複数出てきた場合にはどうされるのか。あの人が行くのなら僕も行きたいというような思いで、意欲満々な職員の方たちが複数出てきた場合には、どのような対処をされるのですか。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） まず、今いるのかといった点につきましては、はっきりはあれですけれども、そういう相談は受けているということでございます。

それともう1点、複数いる場合にはどうするかということなのですから、それについては、先ほど来、条例の説明の中でも申し上げたとおり、業務に支障のない限り、どうするかといったところでございますので、そういう意欲のある方は、大変、私どもとしてはうれしいのですけれども、一方では、業務に支障があるかどうかというのは、厳格にちゃんと整理しなければならない事項だというふうに思いますので、その場

合においては、そういう業務だとかを勘案し、かつ、計画などを見ながら判断していかなければならないものというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 谷口副委員長。

○副委員長（谷口和弥） この条例については、私自身も前向きに受け止める、そういう理解をしたところであります。中身として聞きたいところは、今の10条に関わって、ちょっと確認させていただきたいのです。

当該職員の公務に関する能力の向上に資するということが条件で休業が認められるということになった中で、特に有用という表現がこの中に出てきます。どういうのを特に有用というふうに評価するものになるのかというのが、もし、具体的に挙げられるものがあつたらば教えていただきたいということ、それから、その職員の任務であれば、自分がこういうことで学んできたいのだということの申告があるわけですね。例えば、その時点で有用かどうか、特に有用かどうかということが、わかったりもするのだというふうに思うのですけれども。

評価のこの話も先ほど出ましたけれども、どの時点で100分の100なのか、100分の50未満なのか、調整するのかということの時期を教えていただきたい。

さらに、50以下ということは、どんなところまで換算率を考えているのかということも併せて。特に有用でなければ50以下の換算率になるわけで、ということは、40も30もあるわけで、その辺の判断基準も併せてお聞きしたいということです。

○委員長（小川純文） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） まず、行くとき、これは申請行為がありまして、私どものほうで、町長が最終的に判断するというところでございますけれども、行く際には、逆に有用でない事業なり、大学なり、そういうものに行かすということは、多分無理だろうという面で、行くときには、これは特に有用だと、幕別町にとって有用な職員派遣だということで私どもは派遣するというところでございます。

帰ってきたときの給与に関する特に有用、有用でないものといったところについては、それは、報告というのを必ずいただくことになっております。その中でどういう活動をしてきたのか、活動の内容、また成果等は報告書で判断させていただきますけれども、その内容を参酌しまして、それが特に有用と認められる場合は100分の100以下で調整させていただきますということです。

ですから、今の段階で、いろいろなパターンがあるかと思います。一概に線を引けるものではないのですけれども、そういう報告なりの、また、大学であれば勉学の状況だとか成績というのも出てきますので、それらを含めて判断するというところでございます。

100分の50以下については、それ以外ということになるので、その判断の中でありませうけれども、ただ一つ言えることは、有用なものとしてうちが職員を派遣します。ただし、残念ながら、どこかで、その人の意欲だとか、そういうものが失われて大学の成績が悪かったりだとか、十分に研修効果が発揮できないような状況があるのだけれども、最終的には最後までいったということで、それらを整理させていただきまして、その中で100分の50というようなものもありえますし、また、かつ、途中で病気などになって戻らざるを得なくなった場合、そういうときにおいても、これは目的が最後まで到達していないということで100分の50以下になることもあろうかというふうに思います。

いずれにしても、その者がどういう活動をし、報告ができるか。その辺りを十分に把握しまして、その給与の是正というのでしょうか、復帰に対しては厳格にやっていかなければならないものというふうに考えております。

○委員長（小川純文） 谷口副委員長。

○副委員長（谷口和弥） 大変詳しく説明させていただいたのですけれども、確認しますけれども、基本は特に有用であるということで休業を認めると。100分の100が前提でいくのだけれども、帰ってきて最終的な成果、本人を評価するに当たって100分の50になるケースがあったりもするということの理解。それは、だから帰ってきてから復帰するときにその評価をするということでよろしいですか。

○委員長（小川純文） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 今回の研修制度につきましては、大学に行く場合、それと海外協力に行く場合、大きくはこの二つになるわけですが、いずれも職員が帰ってきたときには、これは大いに職務に役立つ、そういうものを期待して出すわけです。

ですから、その目的に沿った、当然、大学での学び、そして、海外での協力、そういうものは当然やってくるものだということを想定しております。

ですから、特に有用なものが得られるであろうという想定で行きますから、その目的に沿った通常通りの大学での勉強、それと、海外での行動、そういうことをしていれば特に有用だと判断しております。

職員の給料につきましては、一般的に定期昇給、これは年に1回、先ほど部長が説明しましたように、4号俸上がるのが定期昇給です。ですからそれは、勤務成績が良好な場合に定期昇給は4号俸上がるというのが普通の一般職員でも基本原則ですから、それと同じように特に有用な成績を修めているというようなことにつきましては、その目的に沿った、ちゃんと職員が活動していればそれは当然良好な成績と認めて、通常の定期昇給の4コマ分は1年につき、これは認めると。ですから3年行けば12コマ上がるということになりますので、通常、職員として勤務していれば、3年分定期昇給するであろうと思われるものは、そのまま3年後に保障すると、そういう意味であります。

○委員長（小川純文） ほか、質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） なければ議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例の質疑は以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小川純文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。

ご意見のある方は、挙手を願います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、続きまして討論に移りたいと思います。

討論はございますか。

(なしの声あり)

○委員長（小川純文） ないようなので、続きまして採決に移らせていただきます。

議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（小川純文） 異議なしと認めます。

従って、議案第19号、幕別町職員の自己啓発等休業に関する条例は原案のとおり可決いたしました。

◇審査内容（陳情審査）

○委員長（小川純文）　続きまして、付託された陳情の審査に移っていきます。

陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書であります。この陳情に対しまして、皆様のご意見はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文）　ございませんね。

それでは、続きまして討論に移らせていただきます。

討論はございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　この陳情書に対する意見については、前回の委員会の時に発言をさせていただきました。大変詳しい中身を列記された陳情でありますから、この文面一つ一つを読んでいけば、その趣旨や歴史がよく見えてきます。

私なりに、この日本の姓のほうの歴史を紐解いてちょっと学んでみましたら、やはり諸外国に比べて選択制ができていないということが、非常に遅れた状況にある。もっと言えば世界の中で日本だけだということで、本当に改めていかなければならないというふうに思いました。

歴史的な背景をみましたら、もともと日本の一般の平民というのは、姓を名乗ることができなかった歴史が大変長くて、はじめて一般の方に認められたのは、1870年だということです。ここからはじまってくるのですけれども、名乗った時には、別に片方の姓、同一にしなければならないという決まりはなかったのですけれども、明治憲法といわれている大日本帝国憲法が、今から130年前に公布されるのですけれども、そこで国家主義というのが大変強く打ち出されて、そして、家父長制度、家族による責任ということも含めて、根強く位置付けられました。その流れの中で民法が改正されて、そして日本の国民は、姓は結婚した場合には、基本、夫の姓を名乗るというふうにされたのです。

ですから、非常に昔、戦前のことだったのですけれども、戦後新しい憲法も制定されて、特に憲法の24条では、この結婚に関しましては、両方の合意のみに基づいて成立し、夫婦が平等の権利を有するということが、わざわざ書かれているのです。ここが明治憲法とは全く違うところなのですけれども。憲法で、そういうふうに保障されても、なお夫の姓を名乗るという民法の改正は行われず、ずっと今日まで引き続いてきたということでもあります。

陳情書の中にもありましたけれども、今から約20年位前から、これはおかしいという運動がはじまりまして、裁判などに訴えても、しかし直近の裁判、2015年の裁判では、夫の姓を名乗る、妻の姓でもいいのですけれども、合憲とされてしまったのです。ここが多くの方たちの希望を失わせる、世界から何で日本だけがというような落胆というのが出ております。

国連の女性差別撤廃という、そういった部門、あるいは日本も認めています男女共同参画社会基本法というのに照らしても、この今の同姓というのは、そういった流れには沿わないということでもありますし、本当に日本が遅れているのだということでは、男性と女性のいわゆる性的なギャップという、ジェンダーギャップというふうに言われてい

るのですけれども。これは2年前の統計ですけれども、世界144か国のうち、日本は何と114位、先進国では最下位ということでもあります。

従いまして、多くの慣習も含めて夫の姓を名乗るのが当たり前というふうに流れてきた、この日本の歴史や今の状況を改めて、私たちは立ち止まって問題だというふうに見る必要があるというふうに思います。

従って、その問題というのが、この陳情の中で改姓、つまり名前を変えることによって失うものが大変大きいということが列記されています。これは、そのとおりだと思います。こういったことをなくすためにも、この陳情を認めて、私は採択をすべきだという考えであります。以上です。

○委員長（小川純文） ほか、討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、討論を終わらせていただきます。

これより、採決を行いたいと思います。

陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小川純文） 異議なしと認めます。

従って、陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案につきましては、委員長と副委員長にご一任いただけますか。

（よいの声あり）

○委員長（小川純文） そのように進めさせていただきます。

それでは、付託された議案、陳情の審査が終わりましたので、インターネット中継を終了させていただきます。

暫時休憩といたします。

（暫時休憩）